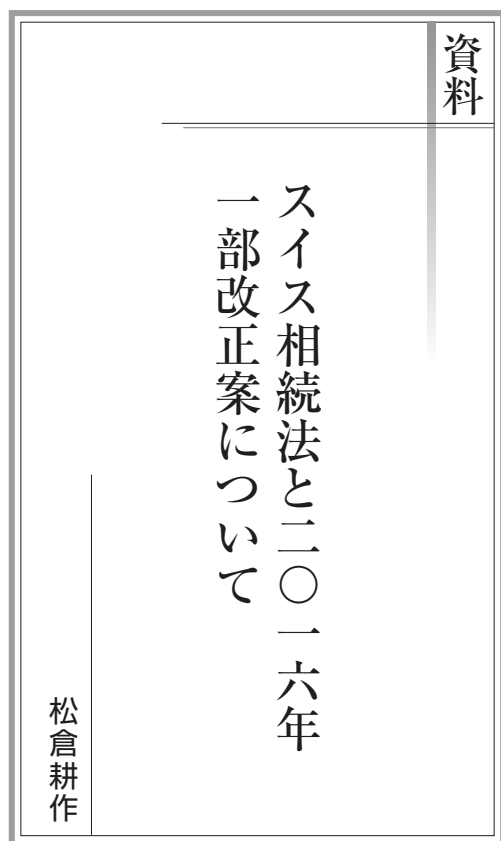




もくじ

- I 一部改正
- II 改正草案
- III 現行規定

I 一部改正

1 改正案について

はじめに本稿で扱う内容について、簡潔に触れておこう。

①対象 2016年3月4日付けで公表された、連邦評議会改正試案を紹介する。

②改正草案の柱 主な改正対象は、自由分の拡大、逆にいえば遺留分の減少、登録パートナー婚配偶者の相続権の強化、などが主な課題である。

③今後の進行 今回、連邦司法省が公表した草案についての、いわゆる「報告（書）」が

存在する。本稿は、それには立ち入っていない。後日、政府草案が公表される予定である。その段階に至れば、改正の方向性がほぼ固まっている。それゆえ、そのおりに、改正の内容に触れる予定である。

さらに、本年2016年6月20日まで、スイスの諸機関などからの意見徴集を受け付けている。意見の概要を要約した資料も、7月中には公表されるであろう。前述した「政府草案」が公表されるのは、その後である。

早ければ、今年度・2016年中に、政府草案が公表されるであろう。その折りには、いまして現行法との違いに踏み込んだ論考を公表する予定である。

2 先行研究について

対象とする「第一次草案」についての先行研究は、まったく存在しない。本稿が最初のそれである。

1) 現行法の概要と条文訳

下記の文献は、本稿を理解するにつき役立つ資料である。

①拙稿「スイス相続法の概要 (1) (2) (3) 完」本誌12号—14号、2009年。タイトルどおり、現行規定を素描している。相続法の全貌を明らかにしているわけではないが、最も役立つ文献といえる。

②拙稿「スイス自筆遺言法の部分改正」南山法学20巻1号、1996年。終意処分（遺言や相続契約）の多くを占める遺言規定の部分改正を扱っている。その内容は、発表年代からも推測がつくように、前記①論文に吸収されている。

③小野憲明「スイスにおける相続欠格制度」北九州市立大学法政論集43巻1・2号、2015年。本稿の視点からみれば、草案540条・541条と関係する。相続の全体に係わる欠格という制度の概要を理解することができる貴重な論考である。

④条文訳 拙訳『スイス家族法・相続法』信山社、1986年、286頁。

相続法は、同書115頁以下に訳出される。出

版してから30年になるが、相続法の部分は、他の諸国と同様に、改正が少ない。スイス相続法の全条文をみることができる唯一の資料である。

その後、相続の部分につき一部を補充したものとして、拙稿「スイス相続法(条文訳(1)(2)完)」南山法学17巻3号・4号、1994年、がある。

⑤今回の相続規定の一部改正にさいして、特別法の一つである「登録パートナー婚法」の改正も盛り込まれている。これについては、筆者の手になる紹介原稿が存在する。拙稿「スイスにおける同性婚の公認——2007年1月1日施行法の概要について」(上中下)戸籍時報606号、607号、610号。2006年・2007年。いわゆる「同性パートナー婚」の概要を紹介する。

2) 相続法に係わる個別の論考

その他に、筆者は、スイス相続法についての個別の研究も公表している。たとえば、配偶者相続権、夫婦財産制、寄与分の扱い、ほか多数の論考を公表している。しかし、本稿では、それには触れない。本稿にとって直接役立つ資料ではないからである。関心のある方は、国会図書館サイトの検索で検索していただきたい。最も簡便な検索方法かと思われる。

3 相続法の構造

最初に、条文の構成の面からみた相続法の構造を示しておこう。

第3編の相続法の内容につき、下に「款」のレベルまでの構成を示してあるので、少しは内容を伺い知ることができるかと思う。若干の補足しておこう。

まず、第1章では、法定相続人と遺言を中心とした死因処分を扱う。13節の法定相続人については説明不要であろう。また、14節では、死因処分として遺言と相続契約が扱われるが、本稿では、後者の相続契約は扱わない。わが国では相続契約という制度が存在しない。比較法的にみて、役立つ対象ではないからである。

つぎの第2章において、「相続」のタイトルのもとに、「相続の開始」、「相続開始の効果」、

「遺産の分割」の3節、9款に分かれる。

第3編 相続法

第1章 相続人

第2章 相続

第13節 法定相続人(157-466条)

第14節 死因処分(467-536条)

第1款 処分能力(467-469条)

第2款 処分自由(470-480条)

第3款 処分の種類(481-497条)

第4款 遺言の方式(498-516条)

第5款 遺言執行(517-518条)

第6款 処分の無効と減殺(519-533条)

第7款 相続契約に基づく訴訟(534-536条)

第15節 相続の開始(537-550条)

第16節 相続開始の効果(551-601条)

第1款 保全措置(551-559条)

第2款 相続財産の取得(560-579条)

第3款 公的財産目録(580-592条)

第4款 公的清算(593-597条)

第5款 相続回復請求(598-601条)

第17節 遺産の分割(602-640条)

第1款 分割前の共同(602-606条)

第2款 遺産分割の方法(607-618条)

〔筆者補注：619条-625条は、現行法の段階で削除されている〕

第3款 持戻し(626-632条)

第4款 分割の終了と効力(634-640条)

4 被相続人による処分と処分自由の制限

本稿では、「処分自由」に限定して、現行法を素描しておこう。その余の領域については、さしあたり前述した「スイス相続法の概要」を参照されたい。

1) 被相続人の処分自由

「条文の見出し」の分類に従えば、扱われる項目は、「A 自由分」、「B 廃除」の2つである。結論のみ示しておこう。

まず、ここでいう自由分は、ヨーロッパ諸国と同様に、わが法でいう遺留分の裏返しの概念に近い。遺留分相続人の遺留分を害しない範囲で被相続人は処分自由を有するのである。この

自由な範囲を自由分と呼ぶのである（470条1項参照）。わが国と比べると、1生存配偶者を優遇する制度的な保障が用意されること（473条）、2遺留分算定にさいして控除すべき債務の範囲が広いこと（474条2項）、3生命保険金請求権に基づく給付金が原則として、遺産に加算されること（476条）、などの点が異なる。

つぎに、スイス法の廃除は、ドイツ法などと同様に、「遺言による」遺留分権の剥奪である。わが法のような、生前に裁判所に申し立てるという方法、いわゆる事前廃除の制度は存在しない。このような手続を踏んで遺言により廃除された相続人は、遺留分減殺請求を主張することができなくなる（478条1項）。もっとも、たんに長男の遺留分を剥奪するとの処分では不十分で、遺言中に相続剥奪原因を表示することが要求される（479条1項）。死後に問題となる事項であるので、廃除相当かを判断する材料を要求したと思われる。

ちなみに、最近わが国では、「悪い子」や「悪妻」に対するサンクションとして、これらの者の遺留分減殺請求権を制限する裁判例が相次いでいる。スイスでは、そのような見解はみられないようである。

2) 遺言による処分の自由

遺言の面からみた処分自由の構造は、下記の4点に要約することができる。

- 1 遺言者は、遺言上の定めを自由に形成できる。
- 2 相続開始前の段階では、遺言に基づく権利義務は生じない。
- 3 いつでも撤回が自由である。
- 4 相関的遺言は原則として無効である。その根拠を遺言撤回自由の論理的な帰結に求める。

3) 処分のパターン

まず、前述した処分自由に基づいて、被相続人は、遺言または相続契約により、その財産の全部または一部を処分することができる。処分の対象に含まれない未処分部分は、法定相続の

規定にしたがって、法定相続人に帰属することになる（481条）。

つぎに、遺言において負担や条件を付すことも可能であるが、その内容いかんによっては、負担等が無効または不存在と扱われることもある（482条）。

さらに、相続人指定（483条）、遺贈（484条以下）、補充的な処分（487条）、後位相続人の指定（488条以下）、財団としての出捐（493条）、相続契約（494条）などの処分が可能である。

4) 処分の形式

処分の形式の面から分類すると、終意処分（＝遺言）と相続契約とに分けられる。

5) 終意処分の無効と減殺

まず、死因処分の無効は、瑕疵ある意思表示等による場合と、方式違背の場合とで若干扱いが異なる（519条と520条参照）が、無効訴訟の時効は共通する。スイス民法の原則として、いずれも処分および無効原因を知ったときから1年、例外的に、悪意の受遺者に対しては、違法ないし公序良俗違反を理由とする無効訴訟は30年の経過により、無効訴訟の出訴可能性は時効消滅する（521条）。処分無効についての、たんなる疑いでは時効期間が進行しないこと（最判、BGE 91 II 333）、などを挙げることができるであろう（たとえば、嫡出否認権においても訴権の確実な行使可能性を付与することが強調される、255条以下を参照。これについては、拙著『スイス親子法——嫡出推定規定の展開』1980年、を参照）

つぎに、遺留分を侵害された相続人は、遺留分が回復されるまで、（死因）処分の減殺を請求することができる（522条）。その概要はわが法と同じであるので、これ以上には立ち入らない。

5 債務法に規定される死因贈与

死因贈与は、民法とは別の独立の法典である債務法に規定される。贈与者の死亡を原因として贈与の執行がなされるべき契約であるので、

死因処分の規定（民512条以下）に従うべきものとされる（債245条2項）。現実には、相続契約の規則に従うことが多いようである。

6 相関的遺言

相関的遺言について補足しておこう。たとえば、Aが遺言中に、「私の妻と同じ意味で〔遺産を〕処分するために、私が妻より先に死亡した場合には、妻を単独相続人とする」との趣旨の遺言をしたとする。このような遺言を「相関的遺言」（korrespektive Testamente）という。このような意味での相関的遺言をどのように理解すべきかは、面倒な解釈問題がある。

条文からすれば、つぎの3つの可能性があるだろう。すなわち、――

①処分を条件つきと構成する。処分は、妻にも相応する処分があるときにかぎり有効である。そのような条件であれば有効である（482条）。

②遺言者は、妻の処分と連関する意図である。ならば、処分は有効であり、自己拘束力、すなわち遺言撤回自由に対する拘束がなくなるにすぎない。

③遺言者が妻の遺言との連関の不可能について明確にしていないときは、完全な遺言はできない。そのときは、そのときのみ、遺言は完全に無効である。実務は、古い判決に基礎を置きつつ（BGE 98 II 337、ただし主な争点は離婚に関する）、遺言の効力を否定する。

ちなみに、ドイツでは遺言そのものは有効と扱われ、一方の死亡後の撤回が許されない、という制約が生ずるという扱いがなされているようである（神谷遊「ドイツ遺言法の方式」島津一郎教授古希記念、『現代家族法（6巻）』所収、278-288頁参照、1992年。その他、ドイツ相続法注解2、遺言（17）民商法雑誌、116巻2号、1997年参照）。

II 改正草案

以下に記述する構成を述べておこう。まず、第一次草案（以下、たんに草案と記述する）の条文を記し、現行の規定は、本稿の末尾に一括

して示している。

対象とする改正草案は、いわゆる第一次草案（2016年3月4日公表）である。これに続いて、後日、政府草案が公表される予定であることは、前述した通りである。

第120条（B 夫婦財産制と相続権）

1 〔変更なし〕

2 異なる指令の留保の下で、生存配偶者の遺留分権の喪失を導くような、離婚の場合、離婚手続が開始されている場合には、生存配偶者のためになされた死因処分は、無効である。

第217条（b 離婚、別居、婚姻無効、裁判上の別産の場合）

1 〔変更なし〕

2 生存配偶者の遺留分請求権の喪失を導く離婚手続が係属中であるときは、〔前項の規定は〕死亡による夫婦財産制の解消のさいにも、適用がある。

第241条（IV 分割 1 死亡または他の財産制を合意した場合）

1 〔変更なし〕

2 〔変更なし〕

3 〔変更なし〕

4 生存配偶者の遺留分請求権の喪失を導く離婚手続が係属中であるときは、異なる指令は留保されるが、死亡の場合とは異なる分割が可能とする規定が、適用される。

以下の規定が、いわゆる「相続法」本来の規定にあたる部分である。

補足すれば、スイス相続法は、民法の457条から640条まで規定されている。章立ての面では、第1章 相続人、第2章 相続、の2章から構成されている。

第2部 相続法、第3編 相続権

①条文の見出し 各条の右にたとえば、第469条（C 意思の欠缺）と、丸カッコに示した語句は、条文の見出しを意味する。原文では、書物の左右の、条文の欄外に示されているが、印刷の都合上、条文と同じ行に示している。

②〔変更なし〕 変更なしとの記述は、改正第一次草案でも、その部分は現行規定からの改正がない、との趣旨である。

③項と号 原文にしたがって、項は2と、号は点付き数字2.のごとく表記している。

第14節 死因処分

〔松倉付記：条文の見出しも改正。死因処分は、467条以下に規定される〕

草案・第469条（C 意思の欠缺）

1 被相続人が、錯誤、詐欺、強迫、または強制により作成された処分は、無効である。

2 〔草案には規定がない。現行の規定から変更のないことを意味する。記述のように、以下では、変更なしと記述する〕

3 〔変更なし〕

草案・第471条（Ⅱ 遺留分） 〔見出しも改正〕

遺留分は、下記のごとくである：

1. 直系卑属については、法定相続分の二分の一；

2. 生存配偶者、生存する登録パートナー婚配偶者については、法定相続分の四分の一。

3. 〔3号は、先行するパートナー婚法により改正された規定である。後述する「現行規定」では訳出されていないので、ここで訳しておこう。

生存配偶者、〔（登録パートナー婚法に基づく）パートナーについては、二分の一〕。

草案・第472条（Ⅲ 離婚の場合、または登録パートナー婚を裁判上解消した場合の遺留分請求権の喪失） 〔見出しも改正〕

被相続人の死亡のときに、下記の離婚手続またはパートナー婚を解消する手続が係属していたときは、生存配偶者、登録パートナー婚配偶者は、そのまたはこれらの者の遺留分請求権を喪失する：

1. 共同の請求に基づいて〔手続が〕開始または係属していたとき；

2. 〔被相続人の〕死亡の2年以上前に訴えが提起されていたとき。

草案・第473条（Ⅳ 配偶者による利用権）

1 〔フランス語テキストのみの変更〕

2 〔イタリア語テキストのみの変更〕

3 〔変更なし〕

草案・第476条（3 保険請求権および配慮請求権） 〔見出しも改正〕

1 被相続人の死亡が原因で生ずる、第三者の生命保険金請求権は、〔相続財産に〕加算される。

2 被相続人の職業上の配慮に基づいて、共同相続人およびその他の受益者に帰属する給付は、「1982年7月25日付け職業上の老齢、遺族、身体障がい者のための年金についての連邦令」82条によって承認される年金を含めて、遺産には帰属しない〔ものとする〕。

草案・第482条（B 負担と条件）

1 〔変更なし、現行に同じ〕

2 善良の風俗に反する、または違法な負担および定めは、〔死因〕処分を取り消すことができる。

3 〔変更なし〕

草案・第484条 a（1a 扶養遺贈） 〔見出しも新設〕

1 下記の場合には、裁判所は、相当な生活が可能となるように、遺産の負担において、その人に扶養（料）を負担するように、命令・指示をすることができる：

1. その者が、少なくとも3年以上、被相続人と（ともに）事実婚で暮らし、かつ被相続人の利益において著しい給付をもたらしていた場合；

2. その者が、未成年の間に、少なくとも5年間、被相続人と共同生活をし、かつ被相続人から経済的な支援を得ていて、もし被相続人が死亡することがなければ、経済的支援を係属したであろうと思われる場合。

2 遺贈の支払いは、相続人のために、とくに相続人の経済的な状態および遺産の額からみて、（支払いが）期待できる（状況で）なければならない。

3 遺贈は、訴えに基づいて確定される。訴えは、原告が被相続人の死亡を知ったときから3か月の〔権利〕失効期間内に支払わなければ

ならない。

草案・第494条 (H 相続契約 1 相続人指定と遺贈)

- 1 〔変更なし〕
- 2 〔変更なし〕
- 3 〔変更なし〕

4 夫婦財産契約または登録パートナー婚にある生存配偶者への財産に関する契約における、生存配偶者への剰余の〔分割〕帰属は、相続においては、相続契約と同様に扱う。

草案・第499条 (2 公の処分 a. 作成の方式) 〔見出しの一部も修正〕

公の処分は、人の承認の協力を得て、各カントン法にしたがって、そのような業務を行うことが認められている公証人の前で、行わなければならない。

草案・第500条以下で、下記の修正がある。

第500条の見出し、1項・3項、第501条1項、第502条1項・2項、第512条2項、での「公務員」という表現が、必要な文法上の修正を加えたうえで、「公証人」と変更された。

草案・第503条 (c 協力する者)

1 〔499条に定める〕公の処分の作成にさいしては、被相続人の配偶者、被相続人の直系の親族、行為能力を有しない者、および読み書きのできない者は、文書人としても、証人としても、協力することはできない。

2 〔変更なし〕 ただし、公証人という用語の表現に修正あり。

3 登録パートナー婚は、婚姻と同様に扱う。

草案・第504条 (f 遺言書の保管)

「文書の作成を委ねられた公務員」という表現から、公証人と用語の変更がなされた。

草案・第506条 (4. 口頭のまたは視聴覚機器による処分 a. 処分) 〔見出しも一部修正あり〕

1 被相続人が、死亡の危機、交通網の遮断、疫病、戦争の勃発〔など〕と同様の特別な状況にあるために、他の作成形式を行うことに支障があったときは、被相続人は、口頭のまたは視聴覚機器を用いて処分を行うことができる。

2 口頭での処分にさいしては、被相続人は、その終意を、二人の承認の前で意思表示し、その処分に必要な文書を作成することを、〔上記の〕証人に委託しなければならない。証人については、公正証書の場合と同様の欠格事由が適用される。

3 視聴覚機器による処分にさいしては、被相続人自身が録音に出頭し、自己の名前を述べ、特別な事情の存在を説明し、できるだけ〔録音の〕日付を述べ、自己の終意意思である旨を意思表示しなければならない。

草案・第507条 (b. 公証) 〔見出しの修正あり〕

1 口頭での処分は、証人ひとりの前で、作成の、場所、年月日を付して、直ちに書面により記録し、証人二人が署名し、それに加えて、被相続人が処分能力を有する状態で、特別な事情のもとで、証人達に対して、その終意処分を意思表示した旨を伝えたことを確認し、〔そのことを〕遅滞なく裁判所において記録しなければならない。

2 被相続人が軍務に服する状況下において口頭での処分を行ったときは、将校、大尉、上官は、〔前項の〕裁判所の役割を果たすことができる。

3 視聴覚機器による処分を発見または受け取った者は、これを遅滞なく裁判所に、引き渡さなければならない。裁判所は、〔上記〕文書を届け出た者を特定する文書、発見の状況、および処分の文言を確定し、さらにビデオ録画にその他のデータを添えた記録を直ちに作成する。

草案・第508条 (c 有効性の喪失) 〔見出しも改正〕

口頭または視聴覚機器を用いて〔作成された〕処分は、その後14日以内に、被相続人が他の形式での処分を行うことができたときは、その効力を失う。

第5款 遺言執行

草案・第517条 (A 委任)

- 1 〔変更なし〕

2 遺言執行者は、職権で、委任について知らされ、この委任ののち14日以内に、委任の承認について意思表示しなければならない；沈黙は承認とみなされる。

3 遺言執行者は、遺言執行者としての地位についての証明書を取得する。

4 遺言執行者は、その活動について、相当な報酬を請求する権利を有する。

草案・第518条 (B 遺言執行の内容)

1 〔変更なし〕

2 〔変更なし〕

3 〔変更なし〕

4 遺言執行人は、裁判所の監督に服する。

第6款 処分の無効、減殺 〔第6款 タイトルも変更〕

草案・第519条 (A 無効訴訟 I 処分無能力、瑕疵ある意思表示、違法、公序良俗違反の場合)

1 〔変更なし〕

2 相続法上の利害関係を有する者は、〔無効の主張について〕処分無効の訴えを提起することができる。

3 相続契約上の瑕疵ある定めは、処分者の生存中でも主張することができる。

草案・第521条 (Ⅲ 喪失) 〔見出しも変更〕

1 処分無効を求める権利は、原告が処分および処分の無効原因を知ってから1年で喪失し、処分を行った日から10年で〔喪失する。〕

2 善意の受贈者に対しては、30年経過後に喪失する。

草案・第522条 (B 減殺訴訟 I 要件)

1 通則)

1 自己に帰属すべき遺留分より少ない〔財産しか所得できない者は〕、許される程度まで、死亡による取得を減殺することができる。

2 〔変更なし〕

草案・第523条 (2. 遺留分権利者による取得) 〔見出しも変更〕

遺留分相続人による死因処分にに基づく取得(額)が、処分できる部分を超えるときは、共

同相続人の持分は、その遺留分を侵害する額との関係で、減殺される。

草案・第525条 (Ⅱ 効力 1. 減殺通則) 〔見出しも変更〕

1 処分から被相続人の異なる意思が明らかでない限り、減殺は、すべての相続法上の優遇に対して、同じ割合で行われる。

2 遺贈と負担とを同時に課せられた者の死因処分による取得が減殺されたときは、この者は、遺贈および負担に応じて減殺される旨を、請求することができる。

3 遺贈および負担がすでに履行されているときは、遺留分権利者は、それによって受益した者に対して、直接〔減殺を〕行わなければならない。

草案・第526条 (2. 特別な場合) 〔見出しも変更〕

1 後の死因処分にに基づく取得は、(それが)処分できる(限界)部分を超えているときは、取得の前に、相続契約に基づく(処分を)減殺する。

2 異なる指示なしに、死因処分による取得は、取得が法律から生じるものである限り、遺留分権を侵害していない死因処分による取得の前に、減殺される。

草案・第527条 (3 生存者間での処分 a 〔減殺を行う〕場合)

〔下記の無償の出捐は〕死因処分と同様に、減殺に服する：

1. それが持戻しの対象にならないときは、相続分の算定の基礎となる無償の出捐；

2. 〔変更なし〕

3. 被相続人が自由に撤回することができる、または被相続人が死亡の前の5年間の間に支払われた、無償の出捐；

4. 〔変更なし〕

草案・第528条 (b 返還)

1 〔変更なし〕

2 〔変更なし〕

3 遺贈または、その価値を下げることなしには分割することができない〔ような〕、生存中の個々の物件の出捐が減殺に服するときは、

返還給付義務を負う受贈者は、価額弁償をしてその物件を保持するか、または物件に代えて処分する価額を、〔返還〕請求することができる。

草案・第529条（4 保険請求権）

〔削除〕

草案・第533条（Ⅳ 喪失）〔見出しも改正〕

1 減殺請求訴訟を求める権利は、相続人が自己の権利の侵害について知ってから1年を経過すれば、〔権利は〕失効し、いずれの場合でも、終意処分のときから、または被相続人の死亡のときから10年で〔失効する〕。

2 〔変更なし〕

3 〔変更なし〕

第2章 相続

第15節 相続の開始

草案・第541条 a（c 信頼できる人への出捐）〔見出しも改正〕

職業上の職務の行使において被相続人と信頼関係にある者およびその家族には、死因処分を通じて、最大限、遺産の四分の一を出捐することができる。

第16節 相続開始の効果

第1款 保全措置

草案・第555条（Ⅱ 相続人不明の場合）

1 被相続人が、相続人を残したか否か、またはすべての相続人の〔存在が〕知れているのかどうか、官庁にとり不確かなときは、官庁は権利者に対して、適切な方法で、相続の開始後6か月以内に、申し出るように公示催告を行う。

2 〔変更なし〕

草案・第559条（Ⅳ 相続財産の引き渡し）

1 利害関係人への通知後1か月の経過後は、指定相続人、その権利は、法定相続人またはそれ以前の処分による受益者が、明示的に争わず、かつ法定相続人が、官庁から相続人としての地位についての相続証明書を請求したときは、〔相続人〕不存在確定を求める訴え、無効訴訟、取消訴訟、減殺訴訟、相続回復訴訟は、留保される。

2 〔変更なし〕

第2款 相続財産の取得

草案・第564条（3 債権者と受遺者の関係）〔見出しも改正〕

1 被相続人の債権者および遺産債権者は、遺贈請求権より優先する。

2 相続財産の財産価値との関係で、受遺者は、相続人の債権者より優先する。

草案・第578条（Ⅶ 相続人の債権者のための保証）〔見出しも改正〕

1 債務超過の相続人が、相続財産をその債権者から取り上げる目的で相続を放棄したときは、債権者または破産管理〔人〕は、放棄のときから6か月以内に、裁判所に放棄の取消を請求することができる。

2 訴えは、放棄した相続人またはその者のために放棄したであろう者を相手とする；債権が保全されているときは、訴えは、棄却される。

3 放棄した相続人が単独相続人であるときは、〔放棄〕取消の訴えが認められたあとは、公的清算に付される。清算後の残余財産は、第一に取消を求めた債権者満足のために、第二にそのたの債務者への弁済のために充てられる；さらに残余があれば、放棄を求めた相続人に帰属する。

4 複数の相続人が存在するときは、放棄した相続人の持分は、分割にさいして換価を考慮して、官庁により管理される。

草案・第579条（Ⅷ 放棄の場合の責任）

1 〔変更なし〕

2 婚資に役立つ出捐は、この責任によって影響されない。

3 〔変更なし〕

第5款 相続回復請求

草案・第600条（C 失効）〔見出しも改正〕

1 相続回復訴訟を求める権利は、善意の被告に対しては、原告が被告の占有を知り、かつその固有の権利を知ったときから1年で喪失し、いずれの場合でも、被相続人の死亡のときからまたは死因処分のときから、10年で失効する。

2 悪意の被告に対しては、権利失効期間は、つねに30年である。

第7款 情報（取得）権 [見出しも変更]

草案・第601条 a（情報権）[見出しも変更]

1 相続法上の請求権を主張することができ、被相続人の死亡後に、その権利を承継する資格を有する者、被相続人の財産を管理、占有、保持する第三者は、自己の請求権の範囲を確定するために必要な情報を得る権利を有する。

2 前項の情報権は、請求権が存続する限り存在する。

3 遺留分権を有する存続人は、終意処分によって情報権を剥奪されることはない；職業上の守秘義務は、情報権者にとって〔提出の〕妨げとならない。

第2款 遺産分割の方法

草案・第617条（Ⅳ 加算 a. 加算価格）[見出しも変更]

財産価値は、相続人のために、分割の時点で相続人に帰属する取引価格に加算しなければならない。

第3款 持戻し

草案・第626条（A 相続人の持戻し義務）

1 [変更なし]

2 婚資に役立つすべての出捐は、被相続人が明示的に反対の意思を表示していない限り、Erbvorbexugとみなす；子の、養育費、教育費のために、被相続人の〔使用した〕費用についての規定は除かれる。

Ⅱ 登録パートナー婚法

2004年6月18日付け登録パートナー婚法を下記のように改正する。パートナー婚法の紹介については、本稿の「はじめに」を参照されたい。

草案・第31条3項（付加利得）

1 [変更なし]

2 [変更なし]

3 異なる定めを留保して、〔登録パートナー婚の〕裁判上の解消または解消手続の開始は、離婚または離婚手続の開始の場合と同じ要件のもとで、遺留分権を喪失する。

4 [変更なし]

5 [変更なし]

Ⅲ（下記は「報告書」の記述のまま）

1 本法は、任意的レファランダムに付する。

2 施行日は、連邦評議会が決定する。

[草案の邦訳は以上である]

Ⅲ 現行規定

草案の理解を助ける現行規定を訳出しておく。

第6款 処分の無効と滅殺

第519条（A 無効訴訟 I 処分無能力、瑕疵ある意思、違法、公序良俗違反の場合）

1 下記の場合には、提起された訴えに基づいて、死因処分の無効を宣告する：

1. 被相続人が処分能力を有しない時期に、被相続人により死因処分が作成されたとき；

2. 死因処分が瑕疵ある意思に基づくとき；

3. 死因処分の内容またはそれに付された条件が、公序良俗に反するまたは違法であるとき。

2 相続人または受遺者（Bedachte）として、〔死因〕処分の無効が宣告されることにつき利害関係を有する者は誰でも、無効訴訟を提起することができる。

第520条（Ⅱ 方式違背の場合）

1 処分が方式に違背するときは、提起された訴えに基づいて、処分の無効を宣告する。

2 処分により受益する者またはその家族が協力したことが方式違背になるときは、上の出捐のみを無効と宣告する。

3 訴権については、処分無能力の場合と同じ規定を適用する。

第521条（Ⅲ 時効）

1 原告が処分およびその無効原因を知ったときから一年の経過と同時に、無効訴訟は時効消滅し、いかなる場合であっても、遺言書開封の日から10年を超えることはできない。

2 前項の規定にもかかわらず、悪意の受遺者に対しては、被相続人の処分無能力の場合、または違法もしくは公序良俗違反の場合には、30年の経過により、無効訴訟は時効消滅する。

3 処分の無効は、いつでも抗弁として主張することができる。

第522条（B 減殺訴訟 I 要件 1 通知）

1 被相続人がその処分権限を越えて処分したときは、その遺留分の価額を取得できなかった相続人は、〔処分が〕許される限度まで処分の減殺を請求することができる。

2 処分が法定相続人の一部についての定めを含む場合において、被相続人の別段の意思が処分から明らかでないときは、処分はたんなる分割規定と解する。

第523条（2 遺留分権利者の優遇）

死因処分が遺留分を有する多くの相続人への、優遇するとの意味での出損を含んでいる場合において、〔被相続人の〕処分権限を越えて処分したときは、その遺留分を侵害して出損された額に応じて、共同相続人間で減殺を行うものとする。

第524条（3 債権者の権利）

1 相続開始のときに不足証書を有した、相続人のまたはその債権者の破産管理は、被相続人が処分権限を越えて処分し相続人に不利益を与え、かつ相続人が債権者等の要請に基づいて減殺訴訟を提起しなかった場合には、相続人の破産管理〔財団〕または相続開始のときに不足証書を有する、相続人の債権者は、債権者の満足のために必要である限度で、相続人に与えられた期間内に、減殺を請求することができる。

2 同じ権能は、廃除〔された〕相続人が異議を申し立てていない相続排除についても認められる。

第525条（Ⅱ 効力 1 減殺通則）

1 被相続人の別段の意思が処分から明らかでないかぎり、減殺は、全ての指定相続人および受益者に対して、同じ割合で行う。

2 受益者への出損が減殺されたときは、遺贈〔の履行〕を負担する受益者は、同じ留保のもとで、この遺贈も比例的に減殺されることを請求することができる。

第526条（2 個々の物件の遺贈）

その価値を損なわずには分けることができない〔遺産中の〕個々の物件の遺贈に対して減殺がなされたときは、受遺者は、〔処分権限〕超過額を弁償して物件それ自体〔の引渡〕を請求するか、またはその物件〔の引渡〕に代えて可処分額を請求するか、のいずれかを請求することができる。

第527条（3 生存者間の処分 a 〔減殺を行う〕場合）

〔下記のものは〕死因処分と同様に、減殺に服す：

1. 婚姻贈与、独立資金、または財産譲渡は、これらが持戻に服さないときは、相続分への加算を求める出損；
2. 相続放棄契約および買取額；
3. 被相続人が自由に撤回できた贈与、または被相続人がその死亡前最後の5年間に成した贈与、ただし慣例贈与を除く；
4. 被相続人が明らかに処分制限を迂回する目的でなした財産〔価値〕の譲渡。

第528条（b 返還）

1 善意である者は、彼が相続開始のときに被相続人との法律行為から利得を受けた限度でのみ、返還すべき義務がある。

2 相続契約による受益者は、自己に対する減殺を避けがたいときは、受益者は、〔受益者が〕被相続人に対してなされた反対給付につき、相当な額の返還請求をすることができる。

第529条（4 保険請求権）

生存者間の処分または死因処分により第三者のためになされた、または被相続人の生存中に無償で第三者に譲渡された、被相続人の死亡に基づく保険請求権は、その還付額が減殺に服す。

第530条 (5 用益権と年金の場合)

被相続人がその資本価値が給付義務の推測による期間のうちに、遺産の可処分部分を超える形で、その遺産に用益請求権と年金とを負担するときは、相続人は、請求権の比例的な減殺、または遺産の可処分部分の受益者への委付のもとで、その償還のいずれかを請求することができる。

第531条 (6 後位相続人の指定の場合)

後位相続人の指定は、遺留分相続人に対しては、遺留分の範囲において無効である。

第532条 (Ⅲ 実行)

まず死因処分が減殺に服し、ついで生存者間の出損、しかも後のそれが前のそれより先に減殺されるとの方法で、遺留分〔が回復される〕まで減殺に服す。

第533条 (Ⅳ 時効)

1 減殺は、相続人が自己の権利の侵害を知ったときから一年の時効にかかり、いずれの場合にも、遺言の場合には相続開始のときから、その他の出損の場合には被相続人の死亡のときから、10年で時効にかかる。

2 後の処分の無効宣告により、前の処分が有効となったときは、前項の期間は、このときから進行する。

3 減殺請求は、いつでも抗弁として主張することができる。

第7款 相続契約に基づく訴訟

第534条 (A 被相続人の生存中に財産を譲渡した場合の請求)

1 被相続人が自己の財産を生存中に〔相続〕契約〔を締結した〕相続人に譲渡したときは、契約相続人は、公的財産目録を作成させることができる。

2 被相続人がすべての財産は譲渡せず、または譲渡後に財産を取得したときは、契約は、他の指示のないかぎり、譲渡された財産のみにかかわるものとする。

3 生存中の引渡が行われた限度で、契約に基づく権利義務は、他の指示のないかぎり、指定相続人の相続人に移転する。

第535条 (B 相続放棄のさいの持戻 I 減殺)

1 相続人がその遺産につき可処分部分を超えて、放棄した相続人に生存中に給付をしたときは、共同相続人は、減殺を請求することができる。

2 放棄者の遺留分を侵害する額についてのみ、処分は減殺に服する。

3 給付の加算は、持戻のさいと同じ規定に従って行う。

第536条 (Ⅱ 返還)

放棄者が減殺に基づいて遺産への返還の義務があるときは、放棄者は、返還をするか、またはすべての給付を〔遺産〕分割の対象とし、かつ彼が放棄をしなかったごとく分割に参加するかを、選択することができる。

第2章 相続

第15節 相続の開始

第537条 (A 被相続人側の要件)

1 相続は、被相続人の死亡により開始する。

2 被相続人の生存中になされた出損 (Zuwendungen) や分割が相続法上の意味がある場合においては、出損等は、遺産の状態が被相続人の死亡のさいに存在するごとく、遺産の状態に従って考慮するものとする。

第538条 (B 〔相続〕開始地と裁判管轄)

1 〔被相続人の〕財産のすべてについて、被相続人の最終の住所地で相続が開始する。

2 被相続人の処分の無効宣告または減殺を求める訴え、および遺産の引渡または分割を求める訴えは、被相続人の住所地〔を管轄する〕裁判官のもとに提起しなければならない。

第539条 (C 相続人側の要件 I 能力

1 権利能力)

1 法律の規定に従って相続欠格でないかぎり、何人も、相続人となることができ、死因処分に基づき〔財産を〕取得することができる。

2 複数の者への目的を定めた出損は、この者が人格権を有しないときは、被相続人の定めた目的のもとで〔これら〕すべての者により取

得され、それが不可能なときは、財団と扱う。

第540条（2 相続欠格 a 原因）

1 下記に掲げる者は、相続人となることも、死因処分にに基づきなんらかの財産を取得することもできない：

1. 故意かつ違法に、被相続人を死に至らしめ、または至らしめようとした者；

2. 故意かつ違法に、被相続人を継続的な処分不能の状態に陥れた者；

3. 詐欺、強制、または強迫により、被相続人が死因処分を作成または撤回させようとした、またはすることを妨げた者；

4. 故意かつ違法に、死因処分を排除または無効ならしめ、被相続人をして死因処分の更新をもしやできない事情にならしめた者。

2 相続欠格は、被相続人の宥恕により廃止される。

第541条（b 直系卑属への影響）

1 欠格は欠格者自身にかぎり効力がある。

2 欠格者の直系卑属は、欠格者が被相続人より前に死亡したかのごとくに、被相続人を相続する。

第542条（Ⅱ 相続開始〔時〕の生存 1 相続人として）

1 相続人は、遺産を取得することができるためには、相続開始のときに相続能力ある状態で生存していなければならない。

2 相続開始の後に相続人が死亡したときは、遺産に対する相続人の権利は、その相続人に承継される。

第543条（2 受遺者として）

1 受遺者は、相続開始のときに相続能力ある状態で生存しているときは、遺贈を求める請求権を有する。

2 受遺者が被相続人より前に死亡したときは、〔被相続人の死因〕処分から別段の意思が証明されないかぎり、遺贈は、履行義務を負うべき者のために消滅する。

第544条（3 出生前の子）

1 子は、生きて生まれることを条件として、相続開始のときから相続能力を有する。

2 子が死んで生まれたときは、子は、相続

能力を有しない。

第545条（4 後位相続人）

1 後位相続人の指定または後位遺贈の方法で、相続財産または遺産物件を、相続開始のときにもはや生存しない者に出損することができる。

2 前位相続人の指定がないときは、法定相続人を前位相続人とみなす。

第546条（D 失踪 I 失踪者に対する相続 1 担保の提供）

1 ある者が失踪を宣告されたときは、その相続人または受遺者は、相続財産の引渡前に優先する権利者や失踪者自身へ財産の引渡のために、担保を提供しなければならない。

2 前項の担保は、著しい死亡の危険ある失踪の場合は5年間、音信のない不在の場合には15年間提供することを要するが、いかなる場合にも失踪者が100歳になる日を超えることを要しない。

3 〔前項の〕5年の期間は相続財産の引渡のときから、また15年は最後の音信のときから、起算する。

第547条（2 失踪〔宣告〕の取消および〔財産の〕返還）

1 失踪者が帰還しまたは優先する権利者が引渡の請求をしたときは、表見相続人は、占有の規定に従って、相続財産を引き渡さなければならない。

2 表見相続人が善意であるときは、表見相続人は、優先する権利者に対しては、相続回復訴訟の期間にかぎり、〔相続財産を〕返還する責任を負う。

第548条（Ⅱ 失踪者の相続権）

1 相続人の失踪が原因で、相続開始の時点で相続人の生死が証明されえないときは、その持分は、官庁の管理に服する。

2 行方不明者が存在しなければその相続分が帰属すべき者は、著しい死亡の危険ある失踪以来1年間、または失踪者についての最後の音信のときから5年間、裁判官のもとに失踪宣告を求める権利を有し、さらに宣告がなされたのちに、相続分の引渡を求める権利を有する。

3 相続分の引渡は、失踪者の相続人に対する〔財産〕引渡の規定に従う。

第549条（Ⅲ 両場合相互の関係）

1 失踪者の相続人がすでにその財産の引渡を受けている場合において、その共同相続人は、自己に相続財産が帰属したときは、これを援用し、新たに失踪宣告をすることなくして、帰属した財産の引渡を請求することができる。

2 同様に、失踪者の相続人も、その共同相続人の申立によりなされた失踪宣告を援用することができる。

第550条（Ⅳ 職権による手続）

1 行方不明者の財産または相続分が、10年間官庁による〔財産〕管理に置かれてきたとき、または行方不明者が100歳に達したときは、管轄官庁の請求に基づいて、職権で失踪の宣告を行う。

2 前項の場合において、告知期間内にいかなる権利者からも申し出がないときは、財産は、相続権を有するゲマインベーゼンに、または失踪者がスイスに居住しなかったときは、その本籍カントンに帰属する。

3 失踪者自身および優先する権利者に対して、表見相続人の相続人と同様の返還義務を負う。

第16節 相続開始の効果

第1款 保全措置

第551条（A 通則）

1 被相続人の最後の住所地の管轄官庁は、相続〔財産〕を保全するために、職権で必要な措置をとることができる。

2 前項の措置は、とくに法律により規定される場合において、相続財産の封印、財産目録の作成、遺産管理の命令および遺言書の開封をいう。

3 被相続人がその住所地で死亡したのであれば、死亡地の官庁は、住所地の官庁に死亡した旨を報告し、被相続人が死亡の地に残した財産を保全するために、必要な措置をとることができる。

第552条（B 相続財産の封印）

相続財産の封印は、カントン法が封印を規定する場合において、命じるものとする。

第553条（C 遺産目録）

1 下記の場合には、遺産目録の調整を命じるものとする：

1. 相続人が後見に付された場合、すなわち後見人が付される場合；

2. 相続人が継続して代理人を置かず、所在不明であるとき；

3. 相続人の一人が目録の調整を請求したとき。

2 目録の作成は、カントン法の規定に従って行われ、通例は被相続人の死亡後2か月以内に行わなければならない。

3 第1項の場合のほかに、目録の作成は、カントン法によって規定することができる。

第554条（D 遺産管理 I 通則）

1 下記の場合には、遺産管理を命じるものとする：

1. ある相続人の利益を譲る必要があるにもかかわらず、その相続人が継続的に代理人を置かず、所在不明である場合；

2. 〔遺産管理を〕要求するいかなる者も、自己の相続権を十分に証明できない場合、または相続人の存在が定かではない場合；

3. 被相続人の相続人のすべてが知れていない場合；

4. 法律上特別な場合のために遺産管理が規定されている場合。

2 被相続人が遺言執行人を指定した場合には、この者に〔遺産の〕管理を委ねなければならない。

3 被後見人が死亡した場合において、別段の定めがないときは、遺産管理は後見人の責任となる。

第555条（Ⅱ 相続人不明の場合）

1 被相続人が相続人を遺したか否か、または官庁にすべての相続人が知れているかどうか、官庁にとり明らかでないときは、権利者は、相続のときから1年以内に申し出ることを、適当な方法で公的に要請しなければならない。

2 前項の期間中になんらの申出もなく、か

つ官庁が相続人〔の存在〕を知らないときは、相続財産は、相続回復請求を留保して、相続権を有するゲマインバーゼンに帰属する。

第556条 (E 遺言書の開封 I 提出義務)

1 被相続人の死亡のさいに遺言が存在するときは、遺言〔書〕を〔管轄〕官庁に遅滞なく引き渡さなければならず、処分が無効とみなされるときも同様である。

2 遺言を記録または保管する公務員、および遺言書を保管または被相続人の遺品中に発見した者はだれでも、これらの者が被相続人の死亡を知ったときは速やかに、前項の義務に従わなければならない。

3 〔遺言書の〕引渡後は、官庁は、利害関係人の意見聴取が可能であるかぎり、相続財産を当分のあいだ法定相続人〔の管理〕に委ねるか、または遺産管理を命じなければならない。

第557条 (II 開封)

1 被相続人の遺言は、〔遺言書の〕引渡後1か月内に管轄官庁により開封されなければならない。

2 開封するには、官庁に知っている相続人は、これを立ち会わせなければならない。

3 被相続人が複数の遺言書を残したときは、そのすべてを官庁に提出し、官庁により開封されなければならない。

第558条 (III 関係者への通知)

1 遺産に関係するすべての者は、遺言がこれらの者に関わる場合には、相続財産の費用により、開封された遺言〔書〕の写しを取得するものとする。

2 滞在地の知れない受益者には、適当な公示催告により通知するものとする。

第559条 (IV 相続財産の引渡)

1 利害関係人への通知ののち1か月後、官庁は、法定相続人または前の処分に基づく受益者が明らかにその指定相続人の権利を争わないときは、指定相続人の請求に基づいて、無効訴訟や相続回復訴訟を留保して、これを相続人と認める証明書を指定相続人に発行する。

2 前項の場合には、それと同時に、指定相続人への遺産の引渡を、遺産管理人に命じるこ

とができる。

第2款 相続財産の取得

第560条 (A 取得 I 相続人)

1 相続人は、被相続人の死亡と同時に、法律により遺産を包括的に取得する。

2 法律による例外を除き、被相続人の、債権、所有権、制限物権、および占有権は、直ちに相続人に移転し、被相続人の債務は、相続人の個人的債務となる。

3 指定相続人の〔財産の〕取得は、相続開始の時に遡及し、法定相続人は、占有の規定に従って、指定相続人に相続財産を返還しなければならない。

第561条 (II 用益権者)

1 生存配偶者および曾祖父母および祖父母の兄弟姉妹の法定用益権は、遺贈についての原則に従って取り扱うものとする。

2 用益権は、それが被相続人の債権者に対して存在する限度で、相続の開始と同時に、物権的効力を有する。

〔84年婚姻法により削除〕

第562条 (III 受遺者 1 取得)

1 受遺者は、遺贈義務者 (Beschwerter) に対して、または義務者がとくに指定されていないときは、法定相続人または指定相続人に対して、債権的請求権を有する。

2 遺言から別段の意思が明らかでないときは、遺贈義務者が相続を承認したとき、またはこれらの者がもはや相続を放棄することができなくなったときに、ただちに〔遺贈〕請求権は履行期に達する。

3 相続人がその義務を履行しないときは、相続人に対して、遺贈された相続物件の引渡を、またはある行為〔をなすこと〕が遺贈の目的であるときは、損害賠償を請求することができる。

第563条 (2 目的物)

1 受益者が用益権、年金、またはその他の定期的給付を遺贈されたときは、別段の定めがなされていないかぎり、物権法および債務法の規定に従って、受益者の請求権〔の内容〕がきまる。

2 被相続人の死亡を原因とする〔生命〕保険請求権が遺贈されたときは、受益者は、右の請求権を直接に主張することができる。

第564条 (3 債権者と受遺者の関係)

1 被相続人の債権者の請求権は、受遺者に優先する。

2 相続人の債権者は、相続人が相続財産を留保なく取得したときは、被相続人の債権者と同一の権利を有する。

第565条 (4 減殺)

1 相続人が遺贈を引き渡したのちに、相続人がかつて知らなかった遺産債務を弁済したときは、相続人は、相続人が遺贈の減殺を主張してきたであろう限度で、受遺者に対して比例的な返還給付を請求することができる。

2 受遺者は、最大限、返還給付のときに現存する利得の範囲においてのみ、請求に応ずれば足りる。

第566条 (B 放棄 I 意思表示 1 権能)

1 法定または指定相続人は、自己に帰属する遺産を放棄する権利を有する。

2 被相続人の死亡の時点でその支払い不能が公的に確定または明らかになったときは、〔相続を〕放棄したものと推定する。

第567条 (2 〔熟慮〕期間 a 通則)

1 放棄期間は、3か月とする。

2 放棄期間は、法定相続人については、死亡ののちに初めて知ったことを証明できないかぎり、彼が被相続人の死亡を知ったときから起算し、さらに指定相続人については、被相続人の処分についての公的な通知が到達したときから〔起算する。〕

第568条 (b 遺産目録調整の場合)

〔遺産を〕保全する手段として遺産目録が調整されたときは、放棄期間は、すべての相続人について、官庁が遺産目録の完成を〔相続人らに〕通知した日から起算する。

第569条 (3 放棄権の移転)

1 相続人が相続の放棄または承認の前に死亡したときは、放棄する権利は、その相続人に移転する。

2 前項の相続人の放棄期間は、この者が被相続人の遺産の帰属を知ったときから起算し、最も早い場合でも、自分自身の被相続人について、右の相続人のための期間の経過により終了する。

3 相続人が放棄をし、それまでは権利者ではなかった他の相続人へと遺産が帰属したときは、この者についての〔放棄〕期間は、他の相続人が〔放棄相続人の〕放棄を知ったときから起算する。

第570条 (4 形式)

1 〔相続〕放棄は、管轄官庁のもとに相続人が口頭または書面で意思表示しなければならない。

2 放棄は、無条件かつ無留保にて行わなければならない。

3 官庁は、放棄があった旨を、記録しなければならない。

第571条 (II 放棄権の喪失)

1 相続人が所定の期間内に放棄をしなかったときは、その相続人は、遺産を無制限に取得する。

2 〔放棄〕期間の経過前に相続財産の事務に関与し、または遺産のたんなる管理のため、および被相続人の業務の継続のために必要な行為をなし、または遺産に属する物件を自己のものごとく扱い、もしくはこれを隠匿した相続人は、もはや相続を放棄することができない。

第572条 (III 共同相続人の放棄)

1 被相続人がなんらの死因処分を遺こさず、かつ複数の相続人の一人が相続を放棄したときは、その者が相続開始のときに存在しなかったごとく、その持ち分が相続される。

2 被相続人が死因処分を遺こした場合において、被相続人の別段の意思が処分からは明らかでないときは、指定相続人が放棄した持ち分は、その最近親の法定相続人に帰属する。

第573条 (IV 最近親相続人の全てが放棄〔した場合〕 1 通則)

1 推定相続人〔最近親の相続人〕の全てが相続放棄したときは、相続財産は、破産官庁による清算に付する。

2 清算において、債務を弁済したのちに残余が生じたときは、この残余は、なんら放棄がなかったごとく、その権利者に帰属する。

第574条（2 生存配偶者の権限）

直系卑属が遺産を放棄したときは、生存配偶者は、その旨を官庁から通知を受けたのち1か月以内に、〔相続〕承認を意思表示することができる。

第575条（3 のちの相続人のためにする放棄）

1 相続人は、放棄のさいに、相続財産が清算される前に、次順位の相続人に〔相続を承認するかどうかを〕照会することを請求することができる。

2 前項の場合には、〔管轄〕官庁は、先順位〔相続人〕が放棄した旨を次順位の相続人に通知しなければならず、次順位相続人がその後1か月以内に相続承認を意思表示しないときは、この相続人も、相続を放棄したものとする。

第576条（V 〔放棄〕期間の伸長）

重大な事由があるときは、管轄官庁は、法定相続人および指定相続人に期間の伸長を認め、かつ新たな期間を設定することができる。

第577条（VI 遺贈の放棄）

受遺者が遺贈を放棄した場合において、処分から被相続人の別段の意思が明らかでないときは、遺贈は、〔遺贈〕義務者のために消滅する。

第578条（VII 相続人の債権者のためにする担保）

1 債務超過の相続人が遺産をその債権者から奪う目的で相続の放棄をした場合において、債権者の債権のために担保が供与されないときは、債権者または破産管財人は、6か月以内に放棄を取り消すことができる。

2 前項の取消が認容されたときは、遺産を公的清算に付す。

3 残余の財産は、まず最初に取消を求めた債権者の満足に供し、〔ついで〕他の債務を弁済したのちに、放棄者以外の相続人に帰属する。

第579条（VIII 放棄の場合の責任）

1 支払い不能の被相続人の相続人が相続を

放棄したときは、右の相続人は、その債権者に対して、彼が被相続人から死亡前最後の5年以内に受領した財産で、遺産分割のさいに持戻しに服すべき財産価値の範囲でのみ責任を負う。

2 慣習上の婚姻贈与および教育費用は、前項の責任の対象とはならない。

3 善意の相続人は、利得が現存する範囲内でのみ責任を負う。

（2016年5月10日脱稿）